

学校いじめ防止基本方針 (概要版)

令和8年4月見直し

目 次

- 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
 - 2 組織の設置等
 - 3 基本方針の内容
 - 4 いじめの定義
 - 5 いじめの理解
 - 6 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭や地域との連携について
 - (5) 関係機関との連携について
 - 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - 1 いじめの防止等のために実施する施策
 - いじめの防止等のための取組
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) その他の取組
 - 2 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - ①重大事態の発生と調査
 - ア重大事態の意味について
 - イ重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について
 - ウ調査を行うための組織について
 - エ事実関係を明確にするための調査の実施
 - オその他の留意事項
 - ②調査結果の提供及び報告
 - (2) 再調査
- 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
 - 1 基本方針の見直しの検討
 - 2 基本方針の公表

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であること。
- (2) いじめの防止等の対策は、・・・学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- (3) すべての児童生徒がいじめを行わず、・・・許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすること。
- (4) いじめの防止等の対策は、生命・心身を保護することが特に重要である。・・・学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、問題を克服すること

2 組織の設置等

「生徒指導・いじめ防止対策委員会」を置く。

主なメンバー（校長・教頭・教務主任・人権担当・生徒指導担当
・養護教諭・情報集約担当者）

3 基本方針の内容

- (1) 学校、家庭、地域その他の関係者間の連携等により・・・
- (2) 本校の実情に応じ・・・防止等の対策の基本的な方向を示す・・・
- (3) 家庭、地域に法の意義を普及啓発し・・・
- (4) ・・・定期的に点検し、必要に応じて見直す。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極める。
- (2) いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- (3) いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させる。
- (4) 当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- (5) いじめの認知は、「生徒指導・いじめ防止対策委員会」において行う。
- (6) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

- (7) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (9) いじめられた児童生徒の立場に立って・・・
- (10) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。
- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句 ・ 仲間はずれ、集団による無視
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

5 いじめの理解

- (1) いじめの問題は、人権に関わる重大な問題
- (2) 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち・・・
- (3) いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものである。
- (4) いじめ・・・は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。
- (5) 「暴力を伴わないいじめ」であっても・・・生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべき・・・
- (6) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、・・・面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い・・・

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は・・・学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりを進める・・・家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図る。

(1) いじめの防止

- いじめは、「いつでも どこでも 誰にでも」起こりうるという認識。
- 自分の存在と他人の存在・・・お互いの人格を尊重する態度。
- 学校の教育活動全体を通じて組織的に取り組む。
- いじめの背景にある要因を探り、その早期解消と早期改善を図る。
- 学校と家庭・地域が一体となって相互協力体制で取り組む。

(2) いじめの早期発見

- いじめは職員が目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。気付きにくく判断しにくい事案で行われ表象することを全職員が認識し、些細な兆候であっても疑いを持って、早期に的確に関わりを持ち、軽微な事案とすることなく積極的にいじめの実態把握に努めなければならない。
- 家庭、地域、関係機関と連携して児童生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

- 直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的な対応を行う。
- 家庭や市教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携し
- 職員は平素より、理解を深めておく。

(4) 家庭や地域との連携について

(5) 関係機関との連携について

関係機関（市教委（SCやSSWなど）、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携を図り、平素から、学校と市教育委員会及び関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

いじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止

- 「くまもと家庭教育支援条例」の周知や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等を通じた啓発活動を行うこと。
- 学校運営協議会等を通じて学校と地域が組織的に取り組むこと。
- 必要に応じて、SC、SSW、いじめ・不登校アドバイザー等の派遣を要請する。
- 校内研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- 教職員のいじめに対する基本的認識を深め、すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動などを充実させる。

(2) いじめの早期発見

- 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等

(3) いじめへの対処

- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、上天草市学校等警察連絡協議会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。
- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、上天草市学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて適時適切に相談を行うなど、市教委及び警察との連携・協力体制の整備に努める。
- 重大ないじめ事案に対しては、市教委へ速やかに報告するとともに、指示を仰ぎながら必要な措置を速やかに講ずる。

(4) その他の取組

- 各種研修会や通知等を通じ、啓発活動に努める。
- 「心のアンケート」の結果分析や定期的教育相談の確実な実践。
- 校長は、普段の人物評価、面談等の場面において、職員の問題行動等への対応力を把握するとともに、児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず報告するなど、迅速かつ適切な対応等について即時の指導・助言を行う。

2 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)
 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

イ 調査結果の報告

調査結果については、校長は教育長に報告する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

基本方針について定期的に点検及び必要に応じた見直しを行う。

2 基本方針の公表

学校基本方針は保護者等へ公表する。

◎ 構成員 「阿村小学校 いじめ防止対策委員会」

職名	氏名	職名	氏名
校長	川上 しげり	人権教育主任	本多 雅子
教頭	中尾 一哉	P T A 会長	山城 秀英
教務主任	中島 美和	P T A 副会長	須本 麻矢
生徒指導主任	倉門 泰生	P T A 副会長	永木 貴士
情報集約担当(養護助教諭)	高丸伊豆美	P T A 家庭代表	杉本 百子